

雇児福発第0727001号  
平成19年7月27日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長

配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について

配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の広域的な対応については、「配偶者からの暴力被害者への対応に係る留意事項について」（平成16年12月28日雇児福発第1228001号当職通知（以下「当職通知」という。））において考え方を示しているところであるが、今般「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せについて(連絡)」（平成19年7月18日知調二発第71号全国知事会調査第二部長通知）が別添のとおり発出され、全国知事会におけるDV被害者の一時保護における広域連携に関する申合せについて、各都道府県所管部局に周知されたところである。

当該申合せは、当職通知の趣旨に合致するものであり、DV被害者の一時保護における広域連携に関し、全国一律の取扱いを確保する上でも有意義な内容と考えている。

については、各都道府県においては当該申合せに沿って、広域対応が必要になるDV被害者の一時保護について、全国一律の取扱いが行われるようお願いしたい。また、貴職より婦人相談所等関係機関に情報提供願いたい。

(別添)

「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せについて(連絡)」（平成19年7月18日知調二発第71号全国知事会調査第二部長通知）

知調二発第71号

平成19年7月18日

各都道府県所管部局長 様

全国知事会

調査第二部長 関 口 勝

配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携  
に関する申合せについて（連絡）

平素より、本会の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、去る7月12日に開催いたしました全国知事会議において、男女共同参画特別委員会提出の標記議案について、別添のとおり了承されましたのでご連絡いたします。

つきましては、標記申合せの施行について、関係各所に周知のうえご協力下さいますようお願いいたします。

## 配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る 広域連携に関する申合せについて

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害者は、DV加害者の激しい追及から逃れ、身の安全を確保するとともに、自ら生活を再建するために転居を余儀なくされることがあります。

こうしたDV被害者を一時保護する場合は、当該都道府県の婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設を含む。）にとどまらず、他の都道府県の婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設を含む。以下「他の都道府県の一時保護所等」という。）に保護を依頼する場合があります。

この際には、被害者の安全・安心の確保や、迅速な支援を行うための都道府県間における広域連携が不可欠ですが、被害者に関する情報管理や連携・協力のあり方など、広域連携における統一したルールがないため、様々な問題が発生しています。

このため、全国知事会男女共同参画特別委員会では、広域連携の現状と共通課題を把握することを目的に、平成18年8月に全都道府県を対象にしたアンケート調査を実施いたしました。

その結果、費用負担の問題を含め、保護の実施責任等の明確化を図る必要性が明らかになりました。

以上のことから、全国知事会において、DV被害者の一時保護に係る広域連携に関し共通認識を図り、全国一律の取扱いとするため、被害者本位の支援ができるよう別紙のとおり申合せを行うものです。

平成19年7月12日

全 国 知 事 会

## 配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る 広域連携に関する申合せ

### (婦人相談所の連携)

DV被害者が都道府県域を越え、他の都道府県の一時的保護所等を利用する際、生活再建を開始するまでの間は、被害者の安全・安心を確保しつつ、被害者の秘密を守りながら情報提供を行うなど、円滑な被害者支援を目的に、婦人相談所を都道府県間の連絡・調整窓口とする。

婦人相談所は、警察、福祉事務所、教育委員会などのDV被害者を救済する関係機関と連携しながら円滑な被害者支援を図る。

### (情報の共有)

送り出し側の婦人相談所は、DV被害者の状況について、受け入れ側の婦人相談所に情報提供する。

受け入れ側の婦人相談所は、可能な限りDV被害者の動向の把握に努めるとともに、必要に応じて、送り出し側の婦人相談所にその旨連絡をし、情報を共有することとする。

### (他の都道府県の一時的保護所等への移送)

他の都道府県の一時的保護所等へのDV被害者の移送に当たっては、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員等が同行支援する。

なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りでない。

他の都道府県の一時的保護所等への移送に係る費用については、送り出し側が負担することとし、当該都道府県が調整するものとする。

### (支援)

広域連携による一時保護中の面接や精神的ケア等の支援は、原則として受け入れ側の婦人相談所が行うこととする。受け入れ側の婦人相談所は、必要に応じて送り出し側の婦人相談所に対し、被害者の支援に必要な情報の収集等を要請することができるものとする。

### (一時保護に係る費用負担)

婦人保護事業費のうちDV被害者の一時保護に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担する。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除く。

### (その他)

各都道府県においては、管内区市町村等に対し、本申合せに係る事項の周知を図り、DV被害者支援のための協力を求めることとする。